

家伝法等改正に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
1	家伝法施行規則			総論	日頃よりHAPIの防疫措置の実施に当たり並々ならぬご尽力をいただき深く感謝いたします。今回の改正案では、養鶏農場密集地域並びに過去発生地域等の生産者及び大規模生産者に対する新たな防疫措置の導入義務化等と制裁措置の強化により、鶏卵生産者の負担は一層増大します。一方、これらの新たな防疫措置の導入に伴う公的支援措置が不透明であることに加え、従来より生産者が要請している、埋却処分や焼却処分等の円滑な実施や予防的なワクチン導入に関する規定の改正に含まれておりません。鶏卵生産者を取り巻く厳しい経営環境の実態を踏まえ、養鶏農家が安心して持続的に経営を可能とし、それにより、鶏卵の安定的な供給が確保されるよう、家伝法規則改正等に当たっては考慮いただけると幸いです。なお、具体的な意見は以下のとおりです。
2	家伝法施行規則	22	別表第二（第21条関係）の三、第一の3（4）	3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。 (1)～(3)（略） (4) 消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 (5)～(7)（略）	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の3（4）】 ○家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一3（4）について、古い鶏舎等の場合、既存の平面図がない場合があり、新たに作成する場合、簡易な図面で許容頂けるようご配慮をお願いします。

家伝法等改正に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
3	家伝法施行規則	23	別表第二（第21条関係）の三、第一の5(3)①	5(3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を講ずること。 ① 衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理（以下この項において「分割管理」という。）することの導入について検討すること。 ② 監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。 ③ 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報に基づき、適切な時期に、ウインドウレス鶏舎やその周辺において塵埃等を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の5(3)①】 ○家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の5(3)①について、文末に「検討すること」とありますが、「<u>検討し、妥当である場合には、導入に努めること</u>」に修正をお願いします。 その理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧ななか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一的理解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストと維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があるもご考慮ください。なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容体力も異なることもご考慮ください。

家伝法等改正に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
4	家伝法施行規則	24	別表第二（第21条関係）の三、第一の8 【今回の改正条項に含まれていない】	8 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下8において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の8】 ○家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の8について、今回の改正案には含まれていませんが、後段の「ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。」を「ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもつて、埋却地等の確保に代えることができる。<u>なお、都道府県知事は、埋却や焼却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地等の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>」に改正をお願いします。 理由として、法第21条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも、埋却が可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンダリング施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。 【参考】家畜伝染病予防法第21条第6項及び第7項 第21条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。 6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

家伝法等改正に係る意見

* なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
5	家伝法施行規則	25	別表第二（第21条関係）の三、第一の9	9 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の9】 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の9について、「高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、」とあるのは、「<u>同一農場内での</u>高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、」に修正をお願いします。 複数の農場間での高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るのであれば、分割管理でなくても、不織布の導入や消毒散布等の方法が現実的なため。 ○ 分割管理については、大規模所有者に検討の義務付けがなされることの確認をお願いします。 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の9について、文末に「家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。」とありますが、確認の内容及び指導を受ける内容を当規則の施行の前にルール化し開示をお願いします。 確認の内容や指導を受ける内容が不明なままでは、分割管理への計画的な投資を検討しまた実行することは困難なため。

家伝法等改正に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
6	家伝法施行規則	25	別表第二（第21条関係）の三、第一の10	10 大臣指定地域にあつては、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講ずること。	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の10】 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の10について、文末に、「<u>また、都道府県は、生産者が消毒薬の備蓄及びその他必要な準備措置を講ずることを支援する</u>」の追記をお願いします。 法第30条は理解していますが、大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発生地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者に主な原因があるわけではないこともご理解願います。 農林水産大臣が指定する地域には、中小規模な農家も多い可能性があり、平時より消毒薬の備蓄その他の必要な措置を自費（定期的な交換を含む）で準備するのは困難を伴います。 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の10について、「その他必要な準備措置」については、あくまで法第30条に基づきまん延防止のために必要な措置と理解しますが、具体的な措置を、科学的根拠からの妥当性・必要性も含め、当規則の施行前にお教え願います。 【参考】（消毒方法等の実施） 第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。
7	家伝法施行規則	25	別表第二（第21条関係）の三、第一の14	14 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第一の14】 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第一の14について、文中に「導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。」とありますが、直接接触させないようにするとは、必ずしも、「導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、別鶏舎で飼育する」ということではなく、例えば育すう業者等入荷元等からの健康を証する書類等をもって「入荷時に短時間で確認する」方法でもよいこと（別鶏舎必要無し）を確認願います。 小規模農家では、別鶏舎の確保が困難な場合が多く、この規定の導入により経営が維持できないおそれがあることをご理解願います。

家伝法等改正に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
8	家伝法施行規則	27	別表第二（第21条関係）の三、第二の21	21 大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討すること。	【家伝法施行規則 別表第二（第21条関係）の三、第二の21】 ○ 家伝法施行規則改正案 別表第二（第21条関係）の三、第二の21について、「大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握することについて都道府県に協力し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内<u>の農場外</u>で講ずるべき野鳥誘引防止対策について都道府県に協力すること。」に修正をお願いします。 農林水産大臣が指定する地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）には、中小規模な農家も多い可能性があり、集団で実施するにしても、大臣指定地域内の各農場の外である周辺の野鳥の生息等の状況の把握や、農場外における野鳥誘引防止対策まで自前の情報・自費で行うのは困難を伴うことを考慮ください。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更に係る意見

*なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
1	飼養衛生管理指導等指針	4～5	第二章Ⅰの3(5)③	(5) 大臣指定地域における指導等 国は、以下の①から③までの考え方にに基づき、都道府県が選定した地域について報告を受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）を定めるものとする。なお、都道府県は選定した地域を報告する際、地域内の地形や農場分布等を踏まえ、必要に応じてまとめて又は分けて報告することができるものとする。 ① 過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域 ② 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域 ③ ①又は②に近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域 都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄、ウインドウレス鶏舎において設置するフィルター、不織布の設置等の塵埃対策の実施に必要な準備措置を講ずるよう指導するとともに、<u>農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討するよう指導等を行う。</u>また、当該地域内における野鳥誘引防止対策が実施できるよう、第四章のⅡの（１）の自衛防疫団体等の活動として実施するよう指導を行う。	【飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅰの3(5)】 ○ 飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章Ⅰの3(5)③の最終段落について、「都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄、ウインドウレス鶏舎において設置するフィルター、不織布の設置等の塵埃対策の実施に必要な準備措置を講ずるよう指導するとともに、<u>消毒薬の備蓄及びその他必要な準備措置を講ずることを支援する。</u>また、都道府県は大臣指定地域に所在する農場に対し、農場周辺における野鳥の生息状況の把握について協力を求めるとともに、農場内における野鳥誘引防止対策を検討し、<u>また、当該地域内の各農場外で都道府県が講ずる野鳥誘引防止対策に協力するよう指導等を行う。</u>また、当該地域内における野鳥誘引防止対策が実施できるよう、第四章のⅡの（１）の自衛防疫団体等の活動として実施するよう指導<u>及び支援</u>を行う。」に修正をお願いします。 法第30条は理解していますが、大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解ください。そのうえで、農林水産大臣が指定する地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発生地域が該当事例と思慮）には、中小規模な農家も多く、集団で実施するにしても、「農場外の周辺の野鳥の生息等の状況の把握」や地域内の農場外の場所の対策を、たとえば、集団で行うにしても、生産者の情報・技術や自費により行うのは困難を伴うことを考慮ください。 【参考】（消毒方法等の実施） 法第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更に係る意見

*なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
2	飼養衛生管理指導等指針	6	第二章のⅡ(8)	(8) 家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、以下の①又は②の対応を行う。 ① 同一経営体内の別の農場の間で人・車両・物等の往来があり、一つの農場で豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した際に、他の農場における家畜が殺処分の対象となるような場合は、シャワーイン等の実施や物品の扱いを農場別にするなど、都道府県と相談の上、交差を防ぐ対策を実施する。 ② 一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所から分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を受ける。	【飼養衛生管理指導等指針 第二章のⅡ(8)】 ○ 飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)について、冒頭を「特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要かつ妥当と考える場合には、」に修正をお願いします。 「特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、」とした場合、「必要と考えない場合」は想定しにくく、結果として、①及び②が実質義務化されてしまうが、費用対効果の面や規模の点で対応不可能な農場もあることも踏まえる必要があります。 ○飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)①について、文末の「実施する」を「<u>実施するよう努める</u>」に修正をお願いします。 費用対効果の面や規模の点で対応不可能な農場もあることも踏まえる必要があることも考慮願います。 ○飼養衛生管理指導等指針変更案 第二章のⅡ(8)②について、文中「当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、」を「当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し<u>妥当である場合には、</u>その具体的内容について都道府県と相談の上、」に修正をお願いします。また、分割管理の検討等の義務化が課されるのは、大規模所有者のみであることの確認をお願いします。 その理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧ななか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一的理解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストや維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があることもご考慮ください。なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容体力も大きく異なることもご考慮ください。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
3	飼養衛生管理指導等指針		第二章Ⅰの3(9) 【今回の変更に含まれていない】	(9) 埋却等に備えた措置 法第21条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。	【飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅰの3(9)】 ○ 飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅰの3(9)について、今回の変更案には含まれていませんが、文末に「 <u>ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事は、埋却や焼却等の確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地等の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 」に改正をお願いします。 理由として、法第21条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンタル施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。 【参考】家畜伝染病予防法第21条第6項及び第7項 法第21条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。 6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
4	飼養衛生管理指導等指針	6	第二章Ⅱの(7)【今回の変更に含まれていない】	(7) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。都道府県は、利用可能な土地に関する情報等の提供、市町村及び生産者団体と連携した利用可能な公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整を行う。	【飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅱの(7)】 ○飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅱの(7)について、今回の変更案には含まれていませんが、文中「家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。<u>ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事は、焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該埋却や焼却等が必要となる場合に備えた土地の確保その他の施設に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>」に改正願います。 理由として、法第21条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地がなく、焼却可能な施設がないのでは、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却施設、レンダリング施設等を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いします。

飼養衛生管理指導等指針の一部変更に係る意見

*なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
5	飼養衛生管理指導等指針	6	第二章Ⅲの(2)①	Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法 (1) (略) (2) 都道府県知事は、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5及び第12条の6の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の8から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行うことができる。 ① 都道府県は、法第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準を予め定めることとし、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、同条に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。なお、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。 【以下略】	【飼養衛生管理指導等指針 第二章Ⅲの(2)】 ○ 飼養衛生管理指導等指針 変更案第二章Ⅲの(2)①について、文中「なお、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。」は、「なお、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、2年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定める必要がある。」に修正をお願いします。 平時の養鶏経営に影響を及ぼす当基準が曖昧であると、安心・安定的な養鶏経営が維持できないことも考慮ください。

特定伝染病防疫指針の一部変更に係る意見

* なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
1	特定伝染病防疫指針	4	第2章第1節第2－1の5（2）	5 家きんの所有者の取組 (1) 飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。 (2) 大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。 (3) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。	【特定伝染病防疫指針 第2章第1節第2－1の5（2）】 ○特定伝染病防疫指針変更案 第2章第1節第2－1の5（2）について、「大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、<u>妥当である場合には、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。</u>」に修正をお願いします。 理由として、「検討」の具体的内容が、経済的な可能性の検討なのか、規模を踏まえた導入の妥当性の検討なのか、周辺条件を踏まえた防疫上の必要性の検討なのか、または左記を総合的に検討するのか（その際どの分野の検討結果に重点がおかれるのか）が曖昧ななか、実際には、検討結果を都道府県等に提出し、導入を前提とした結果を提出し都道府県等の確認を得ることを求められるのであれば、今回の改正により、分割管理は実質的には義務となります。その結果、分割管理を検討はしても導入しない農場に対しては、勧告等の発出される（そのほか、手当金の割引等）おそれもあります。一方、分割管理により法的には同一農場内の非発生鶏舎は殺処分から逃れるとしても、防疫的・科学的視点から分割管理が有効であるとの統一の見解が確立していない中で、平常時からのハード的な動線確保の難しさ、導入のための投資コストや維持コスト、人手不足の中での増員人員の確保等の問題があることもご考慮ください。なお、大規模生産者についても、20万羽、40万羽、そして100万羽以上の飼養鶏を所有する生産者で、それぞれ経営環境も異なり、義務規定の受容範囲も大きく異なることもご考慮ください。

特定伝染病防疫指針の一部変更に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
2	特定伝染病防疫指針		第2章第1節第2－2の2（3）③ 【変更に含まれていない】	（3）家きんの所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、家きんの所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。 ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。 ② 市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。 ③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。 ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。	【特定伝染病防疫指針 第2章第1節第2－2の2（3）】 ○ 特定伝染病防疫指針 第2章第1節第2－2の2（3）について、今回の変更に含まれていませんが、2（3）③を「③ 家きんの所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップし、その情報を家きんの所有者に提供する。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している家きんの所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第 7 項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な家きんの所有者が生じないよう支援を行う。」に変更をお願いします。 その理由として、法第21条に基づき、家きん死体所有者は、埋却や焼却を行う義務があることは理解できますが、そもそも埋却可能な用地や焼却可能な施設がない状況下では、所有者による対応は困難です。国、都道府県等は、生産者が探してきた埋却候補地に対し、その妥当性を調査・検査するのではなく、まずは、国、都道府県が具体的な利用可能な埋却地候補（価格等の情報含む）及び利用可能な焼却場及び焼却施設を調査の上リスト化し、生産者に公表していただく体制を早急に確立いただくようお願いいたします。 家畜伝染病予防法第21条第6項及び第7項 第21条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。 6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

特定伝染病防疫指針の一部変更に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
3	特定伝染病防疫指針	8	第3章第6の5	5 大臣指定地域における続発等に備えた対策 (1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第30条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、塵埃対策等のまん延を防止するために必要な対策を講ずるよう指導する。 (2) 都道府県は、病性等判定日から7日以内に、発生農場と同一の死亡鳥保管場所、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。 (3) 都道府県は、病性等判定日から7日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死鳥保管庫、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第26条第1項に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。	【特定伝染病防疫指針 第3章第6の5】 ○ 特定伝染病防疫指針変更案 第3章第6の5（1）について、「(1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第30条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、塵埃対策等のまん延を防止するために必要な対策を講ずるよう指導し支援する。」に修正をお願いします。 法第30条は理解しているが、大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解願います。農林水産大臣が指定する地域には、中小規模の農家も多い可能性があり、「平時より」、消毒薬の備蓄その他の必要な措置や資材を自費（定期的な交換を含む）で準備するのは実際には困難を伴うことから、より速やか且つ効果的な取組みを実行するためにも行政による支援が必要不可欠であると考えます。 【参考】（消毒方法等の実施） 法第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。
4	特定伝染病防疫指針	9	第3章第7の1(3),(5)	(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域では、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧措置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。 (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、大臣指定地域では、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の羽毛、塵埃等の拡散防止対策を講ずる。	【特定伝染病防疫指針 第3章第7の1(3),(5)】 ○ 特定伝染病防疫指針変更案 第3章第7の1(3)及び(5)の変更（追記）部分について、都道府県が実施する内容が記載されていると理解していますが、生産者が対応するのであれば、変更（追記）分の最後「を講ずる」を、それぞれ「を講ずるよう努力する」に変更をお願いします。 大臣指定地域（令和6年シーズンの愛知県や鹿児島県での発地域が該当事例となると思慮）に指定されるのは当該地域のすべての各生産者が主要な原因ではないこともご理解いただきたい。また、農林水産大臣が指定する地域には、中小規模な農家も多い可能性があり、平時より、フィルター、細霧措置、不織布の購入・維持、塵埃防止対策を導入維持することを自費（定期的な交換を含む）で準備するのは、実際には、困難を伴います。なお、このような措置については、生産者にとって大きな経済的負担となることから、講ずることを義務化するのであれば、科学的根拠からの必要性の理由を施行前に周知することにより、各生産者による必要性の理解及び実効性のある取組みにつながると考えます。 【参考】（消毒方法等の実施） 法第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

特定伝染病防疫指針の一部変更に係る意見

＊なお、改正・変更の条項案及び改正・変更しない条項（太字部分が変更）のうち、意見提出を検討すべき条項を選別してリストアップ。

	法規名	頁	条項番号	変更等の内容	協会意見
5	特定伝染病防疫指針	12	第3章第13の1	第13 緊急ワクチン（法第31 条第 1 項） 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）上の問題もある。 このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。	【特定伝染病防疫指針 第3 章第13の1】 ○ 特定伝染病防疫指針変更案 第3 章第13の1 について、最終段落「このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。」は削除、または、「このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、<u>現在、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則としている。なお、平常時の予防的なワクチンの接種については検討中である。</u>」に修正をお願いします。 理由としては、第13の1 は、緊急ワクチンについて規定していること、また、現在、農林水産省では、鳥インフルエンザの対策パッケージに基づき、予防的ワクチンの検討が始まっているため。